# SURE 静岡大学学術リポジトリ Shizuoka University REpository

近代地域社会の人的ネットワークと紛争解決機能の 形成に関する実証的研究

メタデータ	言語: ja
	出版者:
	公開日: 2022-03-16
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 橋本, 誠一
	メールアドレス:
	所属:
URL http://hdl.handle.net/10297/00028742	

#### 研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 3 年 6 月 1 7 日現在

機関番号: 13801

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2017~2020

課題番号: 17K03314

研究課題名(和文)近代地域社会の人的ネットワークと紛争解決機能の形成に関する実証的研究

研究課題名(英文)Research on dispute settlement abilities and social networks of local society in modern Japan

#### 研究代表者

橋本 誠一(Hashimoto, Seiichi)

静岡大学・人文社会科学部・教授

研究者番号:90208447

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文):明治の初めに「三百代言」という言葉が生まれ、以来今日に至るまで弁護士などに対する非難めいた言辞として用いられてきた。しかし、その実態は必ずしも明らかではなかった。そこで本研究は、明治期に「三百代言」と呼ばれた人々の実相に迫るべく、神奈川県立公文書館寄託「飯田家文書」を活用し、松尾治太郎という代人(免許をもたない代言人)の13年間に及ぶ活動を多面的に分析した。その結果、旧来の「三百代言」という否定的なイメージとは異なり、地域の社会的ネットワークの中で一定の信頼関係を維持しながら活動していたという代人像を析出することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義 従来、無免許代言人(代人)は「三百代言」などと否定的に捉えられてきたにもかかわらず、その活動実態は必ずしも実証的に解明されていたわけではなかった。そこで本研究は、代人松尾治太郎の13年間に及ぶ活動実態を多面的に明らかにしたうえで、これまでの「三百代言」イメージの修正を迫っている。その意味で、本研究の成果は大力なないでは、またなっている。 果はこれまでの明治期の在野法曹史研究を一歩前進させるものとなっている。

研究成果の概要(英文): The single word "sanbyaku-daigen", which means shyster lawyer or two-bit lawyer, was born in Meiji era. But we aren't very well informed about the reality of the people called "sanbyaku-daigen". So I have researched the materials named "Matsuo Jitaro Monjo". It is stored as documents which recorded the activities of an unqualified lawyer. My analysis showed that Matsuo Jitaro as an unqualified lawyer was a trusted person in the social network.

研究分野: 日本法制史

キーワード: 紛争解決 代言人 地方名望家 人的ネットワーク

#### 1.研究開始当初の背景

近年、法史学・歴史学において近世日本社会における訴訟制度の実態を解明する研究が大きく進展しつつある。とくに幕府法とは異なる近世大坂法に関する研究や江戸宿・郷宿に関する研究が注目される。そのうち歴史学研究は、もっぱら近世社会の構造的特質を解明するところにその主眼を置いている。他方、法史学研究は、近現代日本の訴訟制度との比較(連続面と断絶面の考察)という問題意識を内包するものの、研究の主眼はそれの近世的特質の解明におくという点で歴史学研究と共通している。その結果、これまで近世から近代への過渡期に対する関心は希薄なものにならざるをえなかった。

他方、海外の日本研究には、近世から近代への訴訟システムの転換を連続的に把握しようとするものが現れてきた。たとえば Darryl E. Flaherty は、新しい近世訴訟モデル(そのキー概念は「法実務家」)を提示し、それが近代訴訟システムに連続的・発展的に継承されていくと主張する (Public Law, Private Practice: Politics, Profit, and the Legal Profession in nineteeth-century Japan, Harvard University Asia Center, 2013.)。ただ、同氏の研究は、実証的には不十分な点が多い。

研究代表者は、これまで近世から近代を連続的に把握するという視点をもって当該過渡期のシステム変容を(中央政府、島根藩、静岡裁判所、下田区裁判所などを素材として)実証的に考察しようとした。その考察の結果、(1)少なくとも明治 4 年まで、近世大坂法が民事裁判の実務において(実体法としても手続法としても)生命力を有していたこと、(2)明治 8 年~明治 14 年の時期、フランス法的手続構造のもとでかなりの程度形式合理的な裁判実務が行われていたが、その一方で判決の作成過程において江戸時代以来の紛争処理手続(研究代表者はこれを「垂直的手続構造」と呼んでいる)が依然として残存していることなどを明らかにした。

#### 2.研究の目的

本研究は、以上の成果を踏まえ、分析対象をさらに地域社会の紛争解決機能(そして、その機能を担う地域の人々)に拡大しようというものである。国民国家形成というシステム変容に対応しながら、地域社会の伝統的紛争解決機能がいかに変容していったのかを、地域性を交えながら実証的に考察することがここでの課題である。

本研究はこの課題に取り組むため、二つのフィールドを設定した。第一のフィールドは、 静岡県掛川市域を対象に、当該地域の地方名望家・鷲山顕三郎に注目した。第二のフィー ルドは神奈川県横浜市域を対象に、当該地域で活動していた代人(無免許代言人)・松尾治 太郎に着目した(とくに明治 10 年代)。

各フィールドにおいて、どのような(代人を含む)人的ネットワークが形成され、どのような紛争解決機能を担っていたのか。それを地域比較の観点から考察するのが本研究の目的である。

#### 3.研究の方法

前述のように、本研究は二つのフィールドを設定し、それぞれにおいて以下のような調査・研究を行った。

(1)掛川市の鷲山家所蔵文書は資料点数が膨大で、かつ未整理の状態にあることから、多

くの研究協力者の支援を得ながら、資料の整理・保存作業を行うことから調査を開始した。 その過程で本研究テーマに即した資料を発見し、分析にとりかかる予定であった。

(2)他方、横浜市の場合は研究対象となる資料(松尾治太郎関係文書)がすでに特定され、しかも神奈川県立公文書館寄託文書「武蔵国橘樹郡北綱島村飯田家文書」の一部として目録化もされていたことから、ただちに資料撮影・翻刻・分析作業に取り掛かることができた。

### 4. 研究成果

結局、掛川市の鷲山家については所蔵文書の保存・整理作業に終始し、分析作業まで進むことができなかった。他方、横浜市の松尾治太郎関係文書のついては分析作業を完了した。以下、その概要を報告する。

松尾治太郎は明治前期の横浜に居住し、代人(無免許代言人)として活動していた。松 尾治太郎関係文書の多くはその彼の代人活動に関係するものである。松尾治太郎関係文書 は、明治前期の代人活動を具体的に記録した、全国的にも稀有な資料群といってよい。

明治初年における公事師・公事宿、代書人・代言人の活動実態については、すでにこれまで貴重な研究業績が積み重ねられてきた[茎田佳寿子 1989, 吉田正志 2000, 2004, 増田修 2004, 橋本誠一 2017]。これまで知られている資料群と比較すると、松尾治太郎関係文書は、(1)資料の作成時期が明治 7 (1874)年から 20 (1887)年までと幅広く、(2)資料の内容も代人の法廷内での活動から法廷外の活動まできわめて多岐にわたる、という特長を有している。したがって、松尾治太郎関係文書の分析を通して、われわれは明治前期における代人の活動をより長期的かつ多面的に明らかにすることができる。そして、その成果は拙稿「代人松尾治太郎 ある無免許代言人の実像」(石川一三夫・矢野達雄編著『裁判と自治の法社会史』晃洋書房、2020年、第4章)として公表した。

拙稿は、まず治太郎の明治7年から20年までの代人としての歩みを概観するとともに、第2節以下で考察すべき課題を指摘した(第1節)。次に、治太郎が長期にわたって北海道に滞在したときの活動(代人活動を含む)を叙述した(第2節)。つぎに治太郎が神奈川県で代人を行っていたとき、どのような社会的ネットワークの中で活動していたのかを考察した(第3節)。後述するように、代人の歴史的意義を評価するうえで彼らを取り巻く社会的ネットワークの考察が欠かせないというのが本稿の強調点である。次に、法令・実務書と対照しながら、松尾治太郎関係文書をもとに当時の民事訴訟手続を復元した(第4節)。また、刑事事件における代人の活動実態についても言及し、その多面的活動の一端を明らかにした(第5節)。ところで、松尾治太郎はある時期を境に法廷に出られなくなる。それは治太郎個人にとどまらず、全国の代人(とくに詞訟代人)に共通する現象でもあった。そこでそのプロセスを追求し、かつその原因を探った(第6節)。それと同時期に治太郎は代言人試験に挑戦し、そして失敗した。幸いなことに松尾治太郎関係文書中に彼の答案下書が残されていることから、これらをもとに治太郎の法的素養を評価した(第7節)。最後に、前節までの法社会史的考察を踏まえて、「三百代言」という一つの歴史イメージについて若干の問題提起を行った(おわりに)。

拙稿が「おわりに」で行った問題提起とは以下のようなものである。司法職務定制(明治5年)により代言人制度が創設され、代言人規則(明治9年)が制定されるまでの間、代言人となるべき資格にとくに制限はなく、誰でも代言人になることができた。その結果、奥平昌洪によれば、次のような流弊が発生したという。

無学無識の徒続続この業に従事し、甚しきは椎埋屠狗亦法廷の内に縦横したり、且其取締方法の設あらざるを以て詞訟を教唆し、権利を売買し、裁判の遷延を図り、利の在る所風儀体面の何たるを顧みず、青銭三百文又は玄米一升の報酬にて代言を引受くる者多く、遂に三百代言といへる諺を生ずるに至れり、されば代言人とだにいへば、之を忌憚して往時の公事師の輩と同一視し、與に歯することを恥ぢたり[奥平昌洪1914:166]

すなわち、 「無学無識」の徒が代言業に従事し、なかには「椎埋屠狗」(暴悪残賊の徒) もいて法廷内で好き勝手に振る舞った、 詞訟教唆・権利売買・裁判遷延を図り、風儀体 面を顧みずに利益を追求し、「青銭」(青銅の銭)三〇〇文でも代言を引き受ける者が多か った、 往時の公事師と同一視され、世人はこれを忌みはばかり一緒に「歯する」(並ぶ) ことを恥じた 明治初年の代言人に対しこのような社会的イメージが形成され、これを もって「三百代言」とも称された、と。このような「三百代言」イメージは現在に至るま で継承されてきたといってよい。

しかし、拙稿の考察結果は、われわれが旧来の「三百代言」イメージとは異なる歴史像を描くことも可能であることを示唆している。すなわち、治太郎は宮家や地方名望家など(principal)と継続的・人格的な社会関係を築き、その社会的ネットワークの中で代人(agent)としての業務を請け負っていた。この社会的ネットワークのなかで代人活動を継続するためには本人(principal)の信頼を確保し続けることが必須であった。そうであるとすれば、代人が風儀体面も顧みず自己利益を追求することなど容易にできることではない。もし代人が不当な利益を得るために本人(principal)の信頼を損なう行為をすれば、当該ネットワークから排除されることが当然予想されたからである。細野信謙の金円詐称冒認事件ではこのようなペナルティが実際に発動された。飯田家の詞訟代人となった細野信謙は、その地位を利用して不当な利益を得ようとしたが、そのために飯田家の信頼を失い、以後飯田家の代人になることはなかった。

また、飯田家を核とする代人ネットワークの中で松尾治太郎(詞訟代人型代人)の待遇はある時期もっとも厚く、ついで比留川弥吉(郷宿型代人)、竹生七蔵(雇人型代人)と差別化されていたことを指摘した。そして、いずれの型も社会的に忌み嫌われる存在であったとはいいがたかった。とくに治太郎は田村英二(徳島県の商人)、東伏見宮家、飯田助太夫・快三(橘樹郡の名望家)、そして中山新平(横浜回漕会社頭取)などと継続的な関係を取り結んでいた。このような関係が成立するのは治太郎自身に一定の社会的評価があって初めて可能であったと思われる。

このような新たな代人イメージが成立するためには、本人(principal)と代人(agent) との間に一定の継続的・人格的な社会関係が成立していることが必要であった。とすれば、このような関係を欠いているところでは、旧来の「三百代言」イメージがそのまま当てはまる可能性が高くなるだろう。

#### 参考文献

- ・奥平昌洪 1914 『日本弁護士史』有斐閣書房。
- ・神奈川県立文化資料館 1974 『文化資料館資料目録』(古文書の部第 1 集・橘郡北綱島村飯田家寄託資料) 神奈川県立文化資料館。
- ・川口由彦 2001 『明治大正町の法曹・丹波豊岡弁護士馬袋鶴之助の日々(法政大学現代法研究所叢書 20)』法政大学現代法研究所。

- ・茎田佳寿子 1989 「公事宿から代言人へ」『日本歴史』491 号、1~18 頁。
- ・手塚實 2015 『松尾治太郎関係文書目録・附略解』手塚實。
- ・橋本誠一 2017 『明治初年の裁判・垂直的手続構造から水平的手続構造へ』晃洋書房。
- ・増田修 2004「明治初年のある公事師の貸金取立旅日記 上原和兵衛『陸奥紀行』(明治 4年10月14日~明治5年5月9日)の紹介」修道法学26巻2号、309~335頁。
- ・横浜弁護士会史編纂委員会 1980 『横浜弁護士会史』上巻、横浜弁護士会。
- ・吉田正志 2000 「明治初年のある代書・代言人の日誌 『出堺日誌・第 3 号』の紹介」服藤弘司先生傘寿記念論文集刊行全編『日本法制史論纂 紛争処理と統治システム』創文社、420~544 頁。
- ・吉田正志 2004 「明治 3~4 年のある民事訴訟と公事宿」吉田正志『公事宿・郷宿から 代書人・代言人への転換過程に関する研究(平成 13 年度~平成 15 年度科学研究費補助 金(基盤研究(C)(2))研究成果報告書)』21 頁以下。

5 . 主な発表論文等		
〔雑誌論文〕	計0件	

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1.著者名 石川一三夫、矢野達雄、後藤正人、岩村等、橋本誠一、三阪佳弘	4 . 発行年 2020年
2.出版社 晃洋書房	5.総ページ数 435
3.書名 裁判と自治の法社会史	

### 〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6.研究組織

Ī		氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考		

## 7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------